

審 議 結 果

会 議 名	第2回川口市男女共同参画推進委員会
開 催 日 時	令和6年11月15日（金）14時00分～15時10分
開 催 場 所	かわぐち市民パートナーズステーション第2会議室
出 席 者 （委員長に◎、副委員長に○）	◎杉浦委員長、間鍋委員、岡本委員、平賀委員、吉田委員、 石川委員、日下部委員 協働推進課事務局：堀江課長、永瀬課長補佐、真壁主査、岡田主査
議 題	1 開 会 2 協議事項 （1）第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について （2）パートナーシップ届出制度の実施について 3 報告事項 （1）川口市男女共同参画年次報告書について 4 その他 5 閉 会
公開／非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由	－
傍 聴 人 の 数	0名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画（案） 資料No.2 パートナーシップ届出制度の実施について 参考資料No.1 川口市男女共同年次報告書
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	－

審議経過（要点筆記）

第1回委員会 1 開会 ・資料確認 2 協議事項 （事務局） 委員9名のうち7名が出席していることから、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項により、本日の会議が成立することを説明した。 また、本日は傍聴希望者がいないことを報告した。
--

(1) 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について

(事務局)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく、「川口市DV対策基本計画」の計画期間が令和6年度に最終年度となることから第2次計画の策定を行う必要があり、また、令和6年4月1日より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」の施行に伴い、第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を策定することが努力義務となっている。このことから、政策的に関連が深い、配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」と困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」を一体化し策定する。

ここでは、配偶者暴力防止法及び困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」と位置付け、第3次川口市男女共同参画計画、基本目標Ⅱ課題5施策の方向（3）困難を抱えた女性などの自立支援及び基本目標Ⅱ課題7「人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶」に則した推進計画とすることを記載している。

また、この計画は令和7年度から令和9年度までの3年間の計画とし、令和10年度には「第3次川口市男女共同参画計画」の改定時期に併せて統合することとしている。

計画の体系として、基本目標を4つに分類している。

基本目標1は、暴力を許さない社会づくりの推進となり、施策としては、①男女共同参画社会の推進、②DV防止啓発事業の充実、③教育の場における啓発の推進、④社会の場における啓発の推進である。

基本目標2は、DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と相談体制の強化となり施策としては、①早期発見のための通報、②配偶者暴力相談支援センターの周知、③相談体制の強化及び充実である。

基本目標3は、DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立となり、施策としては、①相談時における安全確保、②被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応、③被害者に関する個人情報の保護、④被害者に寄り添った自立支援、⑤保護命令制度の利用助言、⑥加害者からの追及に対する対応である。

基本目標4は、関係機関と連携協力となり、DV被害者の支援は関係機関や関係各課と連携することが大切であることから、「DV対策庁内連絡会議」を設置し、配偶者暴力相談支援センターを中心に連携強化を図っており、また、困難な問題を抱える女性への支援も関係機関と関係各課の連携が不可欠であることから、困難女性支援法に基づく支援調整会議の設置を目指すとしている。施策としては、①支援調整会議の設置、②警察や埼玉県、民間団体との連携の強化である。

(2) パートナーシップ届出制度の実施について

(事務局)

性的指向又は性自認に係る性的マイノリティの自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことを目的として制定。

この制度は、双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的マイノリティであり、相互の協力により互いを人生のパートナーとし、共に日常生活を営み、又は営むことを約束している2人が市長へ届け出るものである。

対象者は、民法第4条に規定する成年に達していること、双方が市内に住所を有している、または3か月以内に市内への転入を予定していること、養子縁組によって近親者になった者を除く近親者でないこと、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む配偶者がいないこと、届出をしようとする相手以外にパートナーシップ、その他類似の関係にある者がいないこととしている。

手続きは、双方が署名したパートナーシップ届出書に住民票の写しや婚姻をしていないことが確認できる戸籍謄抄本などの書類を添付して提出していただくもの。

市は内容を審査し、要件を満たしている場合、「川口市パートナーシップ届出受理証明書」及び「川口市パートナーシップ届出受理証明カード」を交付する。

制度の開始日は、令和7年1月1日を予定している。

3 報告事項

(1) 川口市男女共同参画年次報告書について

(事務局)

「川口市男女共同参画推進条例」第11条（報告書の作成）に基づき、男女共同参画推進に関する施策の実施状況をまとめた報告書を作成することとなっており、令和5年度版がまとまったことから配布する。

4 その他

(事務局)

次回開催について説明

【質疑応答】

《第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画（案）について》

◇委員長からの意見

困難女性支援計画の策定に着手していない市町村も多い中、いち早くこのような計画に取り組む努力をしていただき感謝する。この法律自体がまだ市民に十分に理解されていない中での作成になる。皆様からの色々な意見でより良い議論ができればと思っている。

●委員からの質問

母子生活支援施設は市内にあるという理解で良いか？

→事務局から回答

市内にはないが、県との連携や民間施設を利用していただくなどの調整を担当課が行っている。

●委員からの質問

資料の中に「早期発見のための女性総合相談窓口」とあるが電話番号はあるか？

→事務局から回答

配偶者暴力相談支援センターと同じ番号である。

◇委員長からの意見

基本目標１が「暴力を許さない社会づくりの推進」となっているが、困難女性支援法も入れた複合的な計画案ということであれば、困難女性支援法の要素を入れられないか。

それと、困難女性支援法の大きなポイントは相談体制の強化である。配偶者暴力相談支援センターがDV相談の窓口ということは市民にも定着しているが、女性総合相談窓口は女性の総合的な相談をして良いところだということを市民にアピールして欲しい。

そういうことも含め、基本目標１に困難女性支援法の要素を入れることについてはいかがか。

→事務局から回答

ここは現在のDV基本計画をベースにしている部分である。

◇委員長からの意見

基本目標２を１に、基本目標３を２に、基本目標４を３にして、最後に大きなまとめとして基本目標１というように基本目標１と示すものを変えることは難しいか。

複合的な計画にするのであれば、最初に掲げる目標はどちらの要素もないとおかしいと思う。どうしても「暴力を許さない社会づくりの推進」を基本目標１とするのであれば、そこに「誰もが安心して暮らせる社会の構築」という文言を加え、困難女性支援法に対しても目標を掲げて基本目標を膨らませていくなどはどうか。

●委員からの質問

委員長の意見のとおり、一番上にすることで「変えていく」という意味の大きさが表現できると思う。そうすると、基本概念も考え直すべきと感じている。

◇委員長からの意見

基本目標１にDV対策と困難女性支援法の二つの要素を組み込んだものに作り直す必要がある。今のものだと不十分だと感じてしまう。

●委員からの質問

基本目標は並列なのか。並列であれば順番は関係ないのでは？

●委員からの質問

一番大事なことは、一番最初に目に飛び込んでくるように書かれている。
困難な問題を抱える女性目線ということを基本目標1に入れた方が、一番大事な目標だという認識になる。

◇委員長からの意見

私の意見としては「DV被害者及び困難な問題を抱える女性」という言葉が基本目標1に入ってもらいたい。相談体制の強化は、基本目標3でも良いと思っている。

●委員からの質問

話を聞いていて、基本目標は並列でなく基本目標1がベースにあってという考え方だと感じた。そうすると、困難女性が基本的考えになるなら基本目標1に入るのでは。

●委員からの質問

基本目標2～4は被害女性に対して個人的にどうするかで、基本目標1は社会全体の話なので、並べること自体が違うのでは。基本概念が暴力を許さない、具体的には基本目標2～4なので、並列するものではない気がする。

この案を見ると、困難女性の「困難」が暴力で困難なことになっている人というイメージを受け、全然違うことで困っている女性が「自分は対象ではない」と感じてしまうのでは？

◇委員長からの意見

DV対策法と困難女性支援法では被る部分は多いが、被らないところに手が届くということがこの法律の大事なところという意味では、「暴力を許さない社会づくりの推進と誰もが安心して暮らせる社会の構築」のような大きなビジョンを最初に示す必要がある。暴力以外の要素を入れて大きな基本計画にさせていただくのも良いと思う

→事務局から回答

委員長をはじめ委員の皆様の意見を伺って、DVだけでなく困難女性という支援も同率にあるものだと思う。

また、計画を見たときに一番トップがDVと困難女性の場合、それに対して市はどのような取り組みをしているのかという読み込みが始まると思うので、基本目標の立て付けについては皆様の意見を聞きながら事務局で考えさせていただきたい。

また、細かい施策については大幅に変更することは難しいが、基本目標の入れ替えであれば、事務局としてもできる方策があると思うので検討させていただきたい。

●委員からの質問

市民意識調査では暴力を受け誰かに相談したかの問いに「誰にも相談しなかった」が54.2%と過半数を占めており」とあるが、相談しなかった具体的な理由を事務局は把握しているのか。

→事務局から回答

資料１Ｐ１１に集計を掲載している。

●委員からの質問

こんな大きな市で、母子生活支援施設のような施設が持てないということがあるのか。

→事務局から回答

担当部署ではないので詳しくは分からない。

●委員からの質問

どこか施設はないですかと相談されたときに川口市にないので、他市へ行かなければと聞いた。少し離れることも大事かとも思ったが、支援センターがないというのはいかがか。

→事務局から回答

川口市にも支援センターがあったが、老朽化により取り壊しになったと聞いている。
施設を利用したいときは、子育て相談課に相談が必要である。

◇委員長からの意見

「女性総合相談窓口」の示し方については、資料１Ｐ１７施策②の「配偶者暴力相談支援センター」の後ろに括弧で付け足すのか？・点ではだめなのか？

→事務局から回答

施策②に「女性総合相談窓口」の記載の仕方については検討する。

《パートナーシップ届出制度の実施について》

●委員からの質問

届出をしたことで、どのような公的サービスが受けられるのか。

→事務局から回答

市営住宅に入居する際に、パートナーシップの方も事実婚と同様の取り扱いとなり入居資格に入る。

また、他の市では保育園などの送迎や公立病院の病状説明についても、パートナーシップへのサービスとしているところが多いが、本市の現場ではその家族のキーパーソンを対象に対応しているため、パートナーシップの証明カードや証明書が必要という状況ではない。

●委員からの質問

外国籍の方はどうでなるのか。

→事務局から回答

日本国籍に限っていない。届出の際に婚姻をしていないことの証明を出してもらい、日本国籍の方の場合は戸籍謄本等を提出し、外国籍の方は大使館等で独身証明をもらい訳文を付けて提出となる。

《川口市男女共同参画年次報告書について》

●委員からの質問

前回、この目標を作ったときに参加していたが、男性育児休業取得が当時20%で、目標を30%にした。大手民間企業を例に挙げると100%を目標としているので、川口市はやる気がないのだと思った。しかし、既に55.7%になっていて今回の目標50%は低かったと感じた。

会議の内容は、以上のとおりです。

令和7年1月16日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

杉浦 浩美

川口市男女共同参画推進委員会委員

岡本 美保
